

令和8年熊本地震に伴う機器回収不能時の扱いについて

【NTT西日本エリア】

この度の令和8年熊本地震により、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、災害地域においてインボイス光の「廃止」や「移転」のご注文に伴い、レンタル端末機器の回収ができない場合については、損害賠償請求の対象外といたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

◆損害賠償請求の対象外となる条件

- ・令和8年熊本地震に係る災害救助法の適用エリアにてご利用いただいているインボイス光回線に設置されているレンタル端末機器

災害救助法適用エリア

法適用日（公示日） 7月28日

・熊本県（10市10町1村）

熊本市（くまとし）、八代市（やつしろし）、水俣市（みなまたし）、山鹿市（やまがし）
菊池市（きくちし）、宇土市（うとし）、上天草市（かみあまくさし）、宇城市（うきし）
天草市（あまくさし）、合志市（こうしし）、下益城郡美里町（しもましきぐんみさとまち）
菊池郡大津町（きくちぐんおおづまち）、菊池郡菊陽町（きくちぐんきくようまち）
阿蘇郡西原村（あそぐんにしはらむら）上益城郡御船町（かみましきぐんみふねまち）
上益城郡嘉島町（かみましきぐんかしままち）、上益城郡益城町（かみましきぐんましきまち）
上益城郡甲佐町（かみましきぐんこうさまち）、八代郡氷川町（やつしろぐんひかわちょう）
葦北郡芦北町（あしきたぐんあしきたまち）、葦北郡津奈木町（あしきたぐんつなぎまち）

※適用エリアの詳細は内閣府のHPを参照願います。

<https://www.bousai.go.jp/pdf/260728.pdf>

・「廃止」「移転」お申込み時の注意事項

各種お申込書を送信いただく際、

- ・廃止届：その他特記事項、ご要望等
- ・移転届：その他、補足情報

に「熊本地震によりレンタル端末機器の回収不能」と記載いただき、営業担当もしくは、インボイス光カスタマーセンターへ提出をお願いいたします。

本件に関するお問い合わせ

株式会社インボイス インボイス光カスタマーセンター（平日 10:00～17:00）

TEL：0120-881-086